まちづくり整備課のお知らせ

問合せ／新市街地整備・公園担当TEL991-1803

大落古利根川の遊歩道散策を楽しみませんか

埼玉県が市町村と一体となり、「川のまるごと再生プロジェクト」事業の一環として整備していた大落古利根川の寿橋から弥生橋にかけての遊歩道整備が完了しました。

これにより、北部の大川戸地区から南部の下赤岩地区までが遊歩道でほぼ結ばれました。

この遊歩道は、3月に発行した「まつぶしウォーキングマップー」で、水辺遊歩道コースとして紹介しており、コース上にある4つの橋の違いを見比べたり、桜やからし菜の花などの季節の花々、川辺で羽を休める野鳥の姿など四季折々の景色が楽しめます。

「まつぶしウォーキングマップー」についての問合せは環境経済課(TEL991-1854)まで。

▶冊子配布場所…役場、各公民館などの町内公共施設

まつぶしウォーキングマップー　水辺遊歩道コース(P.16～17)

福祉健康課のお知らせ

問合せ／子育て支援・児童福祉担当TEL991-1876
障がい福祉担当TEL991-1877

福祉制度をご存じですか？
～子どものしあわせのために～

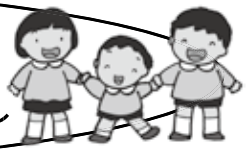

■児童扶養手当

父母の離婚など何らかの理由で父または母のいない子どもを育てている方や、父または母に一定の障がいがあり、子どもを育てている方に支給される手当です。

上記の支給対象に該当する方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者及び同居など生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限などがあります。

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)※所得に応じて
1人	41,020円	41,010円～9,680円
2人	5,000円を加算	
3人以上	1人につき3,000円を加算	

■特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	49,900円
2級(中度)	33,230円

※児童扶養手当・特別児童扶養手当のいずれも、申請を受付けた翌月分から手当の対象となります。

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。対象の方には、後日個別に通知します。

■ひとり親家庭など医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。

支給対象者は、ひとり親家庭などの18歳になる年度末までの児童とその母(父)または養育者です。一部負担金から、次の自己負担額を控除した額が支給されます。

【支給対象者が市町村民税課税者の場合】

①医療機関ごと 1人につき
　通院 1,000円／月

②医療機関ごと 1人につき
　入院 1,200円／日

ただし、薬局分の医療費については、自己負担金は発生しません。

■母子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び寡婦の方の経済的自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

申請には、それぞれ必要な書類があります。

これらの福祉制度には所得制限があり、助成できない場合があります。